

2006年7月レポート

・ 国別

タイランド
マレーシア
シンガポール
フィリピン
インドネシア
ベトナム
カンボジア
インド
パキスタン
ヨルダン
イスラエル
クエート
アラブ首長国連邦
アセアン

タイ

1. タイ当局、160万パーツの模倣品を破壊
2. 著作権法改正
3. 多国籍企業の経営に新しい挑戦
4. 知的財産：マンゴスチン抽出物

1. タイ当局、160万パーツの模倣品を破壊
(www.ECOTEC.Police.go.th)

副首相兼法務相のChidchai Vanasatidya警察大将とPreecha Laohapongchana商務副大臣は、知的財産権侵害を制圧する政府の決意の表明とした、160万パーツ相当の模倣品を公開で破壊する式典に参加した。この式典には、他にタイ警察、知的財産局、税関局からの職員及び音楽会社の関係者も同席した。

2. 著作権法改正
(ポスト・トゥデイ、今日のニュース欄、ページA3、タイ、2006年7月2日付)

知的財産局(DIP)のBanyong Limprayoonwong副長官は、著作権法改正案が法務委員会で審議中であり、2006年7月に終了の予定であると述べた。DIPは、明確で公正な基準に基づく著作権料徴収のための組織の設置を要望している。

これまでは著作権所有者が自ら著作権料を徴収していたが、混乱を招いてきた。さらに、著作権侵害は示談することができる犯罪であり、権利者と使用者との双方に多くの問題を引き起こ

している。

改正案は、量刑を3つのレベルへと変更する。第1は一般人や学生がCDのコピーを作った場合、罰金を支払いかつ示談を受け入れねばならない。第2は小規模事業者で職業として海賊行為をするとは思われない者の場合、罰金を支払いかつ示談を受け入れねばならない。第3は工場のような大量生産企業で、罰金と実刑を受け、示談を行うことはできない。

デジタルメディアとインターネット、俳優の権利の保護も含まれる。

3. 多国籍企業の経営に新しい挑戦

(タイ・ニュースサービス、2006年7月12日付)

今回の法律の改正は、税関局にとって歓迎すべき変更である。なぜなら、負担が大きく、一貫性のない規則により、国際貿易を行う会社は長期にわたり、不必要な相当の負担を強いられてきたからだ。

今回の税関の改革は、現行の税関関連法を1つの税関法典にまとめて法典化しようとする試みである。改正の主眼は、知的財産権、積荷の検査をする際のリスクマネジメント、税関の査定、税関のペーパーレス化に向けられる。改正では良好な記録を持つ輸出入業者には税関手続きの際に一層の便宜を図り、逆に信頼性に欠ける記録を持つ業者には、ハイリスクの輸入業者の罰として、査察や査定をより強化する。さらに、新法では、世界的なテロの脅威に立ち向かうため、ハイリスクの積送品を処理する能力を税関に与えている。

新法は、法制度を技術の進歩に追いつかせるための改正でもあり、特に税関のペーパーレス化と通関に伴う電子手法の利用増に備えた法の対応である。

税関法の近代化に加え、企業にとって大きな関心事であった従来からの問題、例えば、罰金や課徴金の計算、違反と義務と訴えの手続きも同様に、法典の中で改正される。

この法典化プロジェクトと並行して、タイ税関局ではB.E.2530年(1987年)の関税令に焦点を合わせた年次の改正計画を立てている。この年次改正計画は、輸入の事前関税分類、税関の査定、原産地の規則に関する最新の実践法を導入しようとするものである。この統合的な実践法の導入は最も重要な改革の1つで、透明性を増し、税関の関税分類、税関の査定、原産地の規則の手法に一貫性をもたらし、輸出入業者に多いに資するものになるであろう。

税関法の改正はまだ法案の段階だが、将来の税関法典の中に取り入れられる改正点の多くは、税関局や税関法にかかわるすべての者、特に輸出入業者、税関関係者、多国籍企業に多大な影響をもたらすであろう。これらの変化を予測し、そのために備えることは、変化が起きるまで待って、最終的に変化が起きてから対応するよりは得策であろう。

さらに、税関局は草案化の過程で、公聴会を開催する参加型のアプローチをとり、一般の人々が法案にコメントする機会を提供した。これらの変化を知り、それについて討論することで、近い将来、法が施行された時、法の実施を速やかに進めることができるであろう。

4. 知的財産：マンゴスチン抽出物

(ネーション、ローカルニュース欄、ページ2A、タイ、2006年7月27、28日付、
クルンテープ・トラキット、プライムニュース欄、1・4ページ、タイ、2006年7月27日付、
クルンテープ・トラキット、経済欄、5ページ、タイ、2006年7月28日付、
バンコクポスト、ビジネス欄、ページB1、タイ、2006年7月28日付、

ポスト・トゥデイ、ビジネス・マーケット欄、ページB3、タイ、2006年7月28日付)

タイは知的財産権を保護し、他国が伝統的なタイの産物や文化遺産を特許化することを防ぐために、より多くのことをしなければならないと、政府関係者は述べる。

タイ王国は、現在、ルーシー・ダットン（仙人のひねり技）として知られる伝統的なタイマッサージの日本人による商標登録と戦っている。また、マンゴスチン抽出物への特許が、アメリカの会社に最近与えられたことも判明した。

米国特許商標局は、4月27日、Nature's Sunshine Products社のマンゴスチンの果肉と果皮（むきたての物）のエキスから製造した飲料に対し特許を与えたと、タイの知的財産と生物多様性を監視している非営利団体であるBiothaiのWitoon Lianchamroom代表が述べた。

Biothaiは、タイの所有権に対する最新の「侵害」をつい先週発見したところだ、と同代表は語った。

マンゴスチンはタイ原産で、タイ国が最大の生産量を上げているから、他国が所有権を要求するのは論理的でないといふWitoon氏は語る。

米国でマンゴスチンの特許が承認され、特許は果汁分野に関連しているため、タイはマンゴスチンの果汁をジュースとして合法的に輸出することができなくなった。米国の特許は、マンゴスチンの果肉と果皮から抽出される飲料について17の所有権をカバーしている。そこにはブドウやリンゴのような他の果物と混ぜたマンゴスチン・ドリンクも含まれている。

Witoon氏は、タイは知的財産局を通じて米国に異議を提出すべきだといふ。マンゴスチンの抽出物が他国、特にヨーロッパ諸国で特許を取得していないかチェックすることは死活問題だ。なぜならヨーロッパは、タイのマンゴスチンの巨大市場であるからと彼は述べた。

伝統的代替医薬開発局（Department of Traditional and Alternative Medicine Development）のPennapa Sabcharoen副長官は、多くの国でマンゴスチン産品が特許化を待っていることを知ったと語る。タイの伝統的料理、マッサージ、スパ、ハーブ系薬品は他国で特許化される危険が高い。政府はこの問題を真剣に捉え、この問題を直接的に積極的に取り扱う部署の設置が必要だと、同副長官は語った。

Biothaiによれば、タイの知的財産侵害の70%は日本で起きており、他のほとんどは米国で起きている。米国もタイとのFTAの締結を望んでいるとWitoon氏は語った。

一方、知的財産局では、日本のビジネスマンに与えられたルーシー・ダットンの商標に関し、日本の特許庁に提出する証拠を収集している。

「ルーシー・ダットン商標に対する我々の異議申立を検討するのに長くはかからないと期待している。このような商標が知的財産の国際法に合致していないのは明白だ。」と同局のWiboonlaksana Ruamraksa副局長は述べた。また、加えて、これ以上の侵害を防ぐため、他国が参照できるような知的財産のデータベースが必要だとも主張する。

知的財産局の担当官は、タイとして、懸案のマンゴスチン飲料に関する米国特許への懸念をこれから表明すると述べた。同局では、タイで既に特許登録されている飲料に対するタイの権益を保護するため、米国特許商標局(USPTO)に書簡を送る予定である。

知的財産局では、USPTOに対し、タイではマンゴスチン飲料を既に生産しており、それは同じ製法を利用しているかもしれないことを通知であろうと、知財局のKanissorn Navanugraha局長は記者会見で述べた。

知財局が米国の会社に対し訴訟を起こす理由がないことは明白だが、この種の問題の再発を防ぐため、タイは海外で伝統的知識、文化遺産、文化的産物を含む知的財産権の登録を推進することが求められる。その米国の会社はタイでの特許登録の承認は得ていないが、タイは他の製法や産物も保護していくとKanissorn局長は述べた。

Kanissorn局長は、この事件はタイ製品の特許は侵害してはいない。なぜなら米国の特許は、米国の会社が登録した製法のみ適用されるからである。タイの会社は、依然として他の製法で製品を販売することができる。しかしながら、知的財産局は米国特許商標庁に書簡を送り、タイの生産者により製造された同様の製品の存在を知らせる。

タイの文化財の保護を確実にするため、知財局では他国と協力して、伝統的製品、実践法、知恵に関連したデータベースの構築を目指していると同局長は述べた。知財局では、日本の特許庁に書簡を送り、日本の会社が伝統的なタイマッサージ技術の名前を商標に使用したことに対して抗議の意を示している。

マレーシア

1. マレーシアで海賊版ディスクはびこる
2. CDの海賊版業者、CDバーナーに目を向ける
3. 米国の投資家、十分に保護される

1. マレーシアで海賊版ディスクはびこる

(*インターナショナル・ヘラルド・トリビューン、2006年7月4日付*)

マレーシアではCDやDVDのコピー版ディスクが盛んに取引され、しかもそのほとんどがライセンス製造業者で作られており、これが米国との初の自由貿易協定締結への障害となっている。ViacomやMicrosoftのような企業は、海賊版のために、2005年だけでマレーシアで約3億4,000万USドルの売上の損失を被っていると見積もられている。

米国との貿易協定では「知的財産権に鉄壁の保護を」と与えねばならず、在マレーシアのChristopher La Fleur米国大使は、e-mailのメッセージで次のように書いている。投資家は「保護が受けられないなら、自分たちの貴重な知識を持ち込んだりしない。」

米国通商代表部のBarbara Weisel代表補が、6月16日にペナン州で行われた第1回目の自由貿易交渉を担当した。第2回目はワシントンで月曜日からはじめられる。政府の統計によれば、米国はマレーシアにおける最大の投資国である。両国間の貿易は、昨年度440億ドルに達している。

ほとんどの海賊版ディスクは、マレーシアの認可された工場で生産されていると、香港在住で、ニュージャージー州プリンストンにある国際レコーディング・メディア協会 (International Recording Media Association) の海賊版対策専門家James Wise氏が語る。

マレーシアのライセンスを持ったメーカーは、合法的な注文により生産するディスクの数の42倍ものディスクを生産できると、ロンドンにある通商団体の国際レコード連盟 (International Federation of the Phonographic Industry) のデータでは示されている。これより大きな余剰能力があるのは、台湾、中国、香港のみであると同団体では述べている。

映画会社が最も被害を被っており、ロサンゼルス映画協会によれば、昨年マレーシアで販売された映画ディスクのほぼ90%は海賊版コピーである。映画会社の被害額は1億5,100万USドルと見込まれている。映画協会を含む音楽業界団体は、4月に米国通商代表部に対し、マレーシアとの自由貿易協定は、海賊行為にかかわる者へのより厳しい処置を含むべきだと申し入れた。

海賊版ディスクを通常1枚7マレーシア・リンギット、ほぼ2USドルで販売している店は「無数」だ、と国内取引・消費者行政省 (Domestic Trade and Consumer Affairs Ministry) の12人のメンバーからなる反海賊版対策チームを率いるHaizal Zakuwan氏は言う。「我々にとっては、問題の根元を攻撃するほうが簡単だ。」

海賊行為に対する対策も、幾らかの進歩が見られる。エンフォースメント査察官は、今年9つのディスクメーカーを廃業させ、あるいはライセンスの取り消しを行ったと、反海賊警察部隊のIskandar Halim Sulaiman副隊長は述べる。現在、国内には35のライセンスを持つ工場がある。

2. CDの海賊版業者、CDバーナーに目を向ける

(ネーション、地域ニュース欄、ページ7A、タイ、2006年7月6日付)

海賊版VCDとCDの製造業者は、今ではかさばる機械よりCDバーナー (CD burner) を好んでいる。CDバーナーは発見されにくいような小さな場所での作業を可能にしている。

国内取引・消費者行政省のエンフォースメント部は、今年に入り既に6件の事件に出くわした。同省のRoslan Mahayudinエンフォースメント局長は、最新の搜索で、中部セランガー (Selangor) 州で海賊版VCDとCDの倉庫として使用されている工場を発見したが、製造場所は住宅地の民家の中だったと話している。

3. 米国の投資家、十分に保護される

(ビジネスタイムズ、2006年7月21日付)

マレーシアの知的財産保護への取り組みは、米国との自由貿易協定 (FTA) 交渉を推進させるであろう、とDatuk Seri Rafidah Aziz通商産業大臣は述べた。マレーシアの現行のIP保護法制は米国の投資家に十分な保護を提供し、彼らをマレーシアへ迎え入れようとしていると同大臣は述べた。

大臣によれば、世界経済フォーラム2005-2006では、IP保護でマレーシアを117カ国中20位に位置付け、中国の61位、インドの41位、台湾26位、タイ37位、韓国27位より上位としている。

「将来どこの国との二国間条約でもIPは重要部分を占めるだろう。なぜなら人々は単純な製品ではなく、高度の発明、創造性、デザインのある製品の製造に投資するからである」と、同大臣はパタリンジャヤ (Petaling Jaya) 市で「ビジネス資産としての知的財産の最大活用」と題したセミナーを開催後、記者団に語った。

この1日のセミナーは、マレーシア国際商工会議所 (International Chamber of Commerce) により開催された。

マレーシアとのFTA交渉の第2ラウンドを迎えている米国は、知的財産権に非常に重きを置いている。米国の産業界は、海賊行為と盗用のため毎年2,500億USドル (9,200億マレーシアン・リングgit) の損害を被っていると予測されている。

知的財産保護のためのマレーシアの制定法は、2002年のマレーシア知的財産公社化法、1976年商標法、1983年特許法、1987年著作権法、1996年意匠法、2000年レイアウトデザインと集積回路法、及び2000年光ディスク法がある。

これに先立った演説でRafidah大臣は、マレーシアは世界貿易機関、世界知的所有権機関、パリ条約及びベルヌ条約など、加盟するIP関連国際条約に従い、多面的義務を果たすと誓った。

WTOの加盟国として、マレーシアはIPに関して最も包括的多国間条約である知的財産権の貿易関連側面に関する協定 (TRIPs) の署名国である、と同大臣は述べた。

フィリピン

1. シティグループ、商標侵害でフィリピンの仲介業者を訴える
2. 東南アジアの特許システム稼動中
3. 新IPR法典、TRIPsを遵守
4. ケーブルTVの海賊行為摘発の定期的取締り

1. シティグループ、商標侵害でフィリピンの仲介業者を訴える

(AFXアジア、2006年7月4日付)

オンラインのブローカーであり、来週、当地で株の上場を予定しているCitiseconline.com Incはシティグループ・インコーポレーション(Citigroup Inc)とシティバンクNA(Citibank NA)より商標侵害の疑いで訴えられたと発表した。

原告側は地元の地方裁判所法廷で、Citiseconline.com が"citi" を含んだ商標を使うことはCitigroupとCitibank の登録商標の侵害に当たると主張したと、フィリピン株式取引所に提出された文書でCitiseconline.com は述べた。

CitigroupとCitibankは、裁判所が地元の仲介業者であるCitiseconline.comがこれ以上の商標を使用することを禁止し、同社に1,300万ペソの損害賠償と397万ペソの弁護士費用の支払いを命ずることを求めたと、同文書では述べている。

一方、Citiseconlineは、この言葉の使用はCitigroupの登録商標と「同一ではないし、混乱を招くほど/誤解を招くほど類似していない」、さらにこの会社名はマニラ証券取引所(Securities and Exchange Commission)により承認されていると付け加えた。

「実際、SEC に正規に登録されている会社で"citi"で始まる会社名を持つ企業は350社を超える」と同ブローカーは付け加え、「我が社は原告の申立てに従って反論するだろう」と述べた。

2. 東南アジアの特許システム稼動中

(ビジネス・ワールド、2006年7月14日付)

東南アジア諸国連合(ASEAN) の10カ国が地域の商標特許体制を調和させるため一歩ずつ近づいていると、知的財産局のAdrian Cristobal, Jr.長官が声明の中で述べた。

「フィリピンは、この地域の工業デザインの統合への最初のステップとして、アセアンの意匠ファイリングシステムへの提言を提出するよう求められている」とCristobal 長官は述べた。また商標登録を促進させるための地域のデータベース作りも検討されていると、彼は付け加えた。

EUでも地域の商標と特許の水準を確立するため30年を費やしたと彼は述べた。

3. 新IPR法典、TRIPsを遵守

(マニラ・ブルティン、2006年7月17日付)

フィリピン知的財産庁Adrian S. Cristobal Jr.長官は、フィリピン知的財産法改正の上院法案第2139号は、世界貿易機関の知的財産権の貿易関連側面に関する協定(TRIPs)を遵守していると強調した。

「すべてのフィリピン人が購入できるような薬を製造したいという我々の努力は、特許制度を犠牲にして行うつもりはない」とCristobal長官は、国内で営業する多国籍企業に保証した。しかし同時にCristobal長官は、TRIPs協定はWTO加盟国に対して、国民の健

康に留意した国内政策をとるため、IP体制の管理にある程度の柔軟性を与えているとも述べた。

医薬品の強制実施権は、国民の健康問題で国内に緊急事態が発生した場合に行使される。Cristobal長官は、特許の寿命は20年だが、特許制度は何らかの改良が必要だと述べた。

在フィリピンのヨーロッパ商工会議所のHenry Schumacher副会頭は、Roxas法案の「強制実施権」は言語道断と反対した。

「不必要だ」とも彼は強調する。なぜなら特許の有効期限が切れようとしているか又は切れた薬品の製造は問題がないわけであるからだ。特許は通常、最長で25年間続き、この間、他の製薬会社はその発明品を製造できない。

強制実施権は、どの製薬会社も抱えているIPR問題、つまり巨額な費用をかけて研究開発した新薬を他の会社が簡単にコピーするという本質的な問題を噴出させかねない、と指摘している。

4. ケーブルTVの海賊行為摘発の定期的取締り (ビジネス・ワールド、2006年7月21日付)

国立テレコミュニケーション委員会 (The National Telecommunications Commission) (NTC) は、ケーブルTVの海賊行為への苦情が増加したため、外国の衛星放送のチャンネルを規制する覚書試案を作成すると、Ronald O. Solis・NTC委員長が同委員会の年次CEO朝食フォーラムで発表した。

Solis委員長は、委員会事務局では、かねてより国外の衛星テレビ放送のプロバイダーから知的財産権の侵害の苦情を受けていると述べた。

フィリピン・ケーブルテレビ協会は、海賊行為による収入源は平均で年間70億ペソと予測しており、おおよそ150万人が違法に視聴している。また、同産業には約1,400の正規の事業者がいる。

インドネシア

1. 優先警戒リストの格付けの変更は政府の対応次第

(ビジネス・インドネシア、2006年7月7日付)

ビジネス・ソフトウェア・アライアンス(BSA) はインドネシアの優先警戒リストの格付けの変更は、著作権法の執行に断固たる決意を示すという政府の対応如何にかかっていると見ている。

BSAインドネシアのFarouk Cader代表は、米国通商代表部(USTR)はアウト・オブ・サイクル・レビュー / OCR (通常のサイクル以外の見直し)と呼ばれる政策を取っていることを明らかにした。

OCR のスキームではUSTRはインドネシア政府がとるべきアクション・プランを示している。「もし政府がこのアクション・プランを実行するならばインドネシアの位置付けは優先警戒リストから警戒リストへと変更されるだろう」とFarouk代表は伝えた。

USTRは今年もインドネシアを優勢警戒リストに入れているが、これは米国政府がインドネシアの著作権法の執行が依然として脆弱と判断したためだ。Farouk代表はインドネシア政府は著作権法の執行に断固たる決意を示したと感じたし、積極的な対応の一例は、知的財産権侵害マネジメント国家チームの編成であると付け加えた。

一方、BSAの法務代理人のBenhard P. Sibarani氏は、インドネシアの著作権法の執行はそれなりの進歩を示し始めたとしている。彼は一例として最近マル・アンバセダー (Mal Ambassador) 内のキオスクで起きた海賊版ソフト販売事件を挙げた。

これとは別に、法務人権問題省の意匠著作権局長のAchmad Hossan氏は政府は著作権と知的財産権法の執行を進めていると述べた。

2. 政府は442件の意匠権の出願を拒絶

(ビジネス・インドネシア、2006年7月17日付)

政府は、今年(1月 4月)に国内外の企業から出願された442件の意匠出願を、新規性欠如という理由で拒絶した。

著作権・意匠・営業局のAchmad Hossan局長によれば、出願された時点で人々の間に広く普及しているデザインは、新規性なしとされる

拒絶された意匠のほとんどは、国内の出願だったと同局長は明かす。「通常彼らが出願するデザインは、既に長い間人々の間に広まっているものだ」と同局長は述べる。

それゆえ、局長は、出願人に対し、製品を市場に流通させる前に意匠権の出願をするように訴えた。また、登録に対して異議があれば、出願を拒絶することができることも説明した。

異議申立は、意匠権が付与されてから3ヶ月以内に法務人権省の知的財産権総局長に提出されなければならない。

また、Hossan局長は、中小企業が自らの製品と発明を保護するため、意匠登録への関心を徐々に高めていることも説明している。

ベトナム

1. ベトナムのトラック運転手1,400冊の海賊版「ダ・ヴィンチ・コード」で逮捕
2. ベトナム、新商標条約の恩恵を
3. ワークショップで知的財産問題を議論する
4. フランスの政府機関、知的財産権を援助

1. ベトナムのトラック運転手1,400冊の海賊版「ダ・ヴィンチ・コード」で逮捕
(アジェンス・フランセ・プレス、2006年7月4日付)

ベトナムのトラック運転手が1,400冊以上の世界中でベストセラーとなった話題の「ダ・ヴィンチ・コード」の海賊版を運送中に逮捕されたと担当筋が述べた。

「同書はベトナムで違法に印刷された」と文化情報省の担当者がAFP(本紙)に語った。「当局は本を没収し事件として扱った。」

運転手のVu Khiem Toanはハノイで1,470冊のダン・ブラウンの宗教スリラーのベトナム語版を運送中に逮捕されたと同省の出版部のPham Tuyet Nga氏は述べた。

著作権と商標の侵害はベトナムに蔓延している。共産政府はすべてのメディアを検閲するが小説、コンピューターソフト、映画のDVDの海賊版はファッション商品の模倣品同様広く販売されている。

ダ・ヴィンチ・コードの小説とブロックバスターの同名の映画は、キリストが結婚し子供を設けたという前提や、保守的なカトリックの運動であるオプス・デイ(Opus Dei)を殺人カルトと表現している点でクリスチャンを怒らせた。

2. ベトナム、新商標条約の恩恵を
(アジア・パルス、2006年7月13日付)

ベトナムの商標権者はマドリッド条約 国際商標条約 が発効することにより国外での商標の登録が容易くなる。

マドリッド条約の加盟国への商標登録は、商標権者は科学技術省の知的財産局を通して世界知的財産機関(World Intellectual Property Organisation)に1回出願するだけで済む。

マドリッド条約への加盟は企業の出願費用の削減につながる。出願費用は米国の1,500から2,000米ドル、日本の2,500米ドルまで様々である。

マドリッド条約では1,500米ドルの1回の出願料だけで加盟46カ国での商標保護が可能だ。加盟国の中にはEU、英国、米国、日本、シンガポール、韓国が含まれ、それらのすべてがベトナム企業の重要な市場である。登録までの所用期間は1年 - 2年で、1カ国の通常の所要期間の半分である。

EC-ASEAN知的財産権協力計画(EC-ASEAN Intellectual Property Rights Co-operation Programme)のNicolas Morey局長はベトナムは知的財産のよりよい保護の必要性を認識し、条約に署名したことにより国内の商標権者が保護を求めやすくなり、商標を失う危険を軽減するのを助けたと述べた。

知的財産権の保護は、ベトナムで営業する国内及び外国の企業の投資と通商を促進するだろうと彼は述べ、ECAP II 計画を実行するための150万ユーロのプロジェクトが間もなく執行される

だろうと付け加えた。

知的財産局の報告によれば、現在国内で115,000件の商標登録がされ、国外では1,000件が登録されている。

近年多くのベトナム企業は商標を失い、ブランドを復活させるため多くの時間と費用を費やしている。例えばVinataba タバコの商標は12カ国で不当取得され、Sa Giang の海老せんべいのラベルはフランスで盗用され、Trung Nguyen コーヒーのブランドは米国で使われた。

3. ワークショップで知的財産問題を議論する

(タイ・ニュース・サービス、2006年7月27日付)

日本の専門家は、知的財産の管理、保護、開発の経験をベトナム企業と交換した。

7月26日に開催されたワークショップの中で、(社)発明協会(JIPI)の参与の鈴木伸一郎氏は、同協会での知的財産権を利用した最近の成功例を話した。

世界的な大企業であるホンダやSannam からの代表者も、知的財産権保護の経験を交換するために出席した。

ワークショップで知的財産庁のHoang Van Tan副局長は、知的財産権を登録しているベトナム企業数は相変わらず低めであることを指摘した。2005年末までに、企業のわずか9.24%だけが特許を登録し、60.13%が実用新案 (useful solution)、84.32%が工業意匠、58.12%が商標 (labeling) を登録している。

副局長は、ベトナムが世界貿易機関への加盟を目前にして、このような行動を変えていくよう求めた。

このワークショップは、知的財産庁(NOIP)、日本特許庁(JPO)及び発明協会の共催により開催された。

4. フランスの政府機関、知的財産権を援助

(ベトナム・ニュース・エージェンシー・ブルティン、2006年7月30日付)

フランス開発庁 (French Development Agency) (AFD) は、知的財産権執行のための市場管理者育成プロジェクトを実行に移すため、貿易省の市場管理局に35万ユーロを提供する予定である。

同局によれば、この援助は知的財産関連の法律文書、知的財産権のエンフォースメントの他国での経験、模倣品を見分ける技術、知的財産権の効果的執行の手法といった分野での訓練コースの運営のために使用される。

AFDは、ベトナムの官吏のために国際的経験のある専門家を派遣し、知的財産権のエンフォースメントのための実践的知識を提供する。このプロジェクトは「ベトナムの商業力強化のための基金使用」と題され、首相により最近承認されたプロジェクトの一部である。

これは国際機関のサポートを得たベトナムで初のプロジェクトで、市場管理部門がスタッフを訓練し、知的財産権の執行力を強化する一助となるであろう。

カンボジア

カンボジア, US 貿易投資協定に署名

(ベトナム・ニュースエージェンシー・ブルティン、2006年7月15日付)

カンボジアの貿易相Cham Prasidh 氏と米国の貿易副代表Karan Bahtia氏は7月14日、プノンペンで貿易投資枠組み協定(TIFA)に署名した。

両者は知的財産権、貿易の促進、税関、カンボジアの世界貿易機関へのコミットメントの実践について話合うだろうと、プノンペンの米国大使館は声明で述べた。

カンボジア-米国の協定は米国がブルネイ、フィリピン、インドネシアと結んでいる協定と同様である。米国はカンボジアに自動車、繊維、機械、油脂、油を輸出し、衣類、肉、魚を輸入している。

インド

1. インドとフランス知的財産権協定を締結
2. ボリウッド(Bollywood)、アメリカの海賊版と戦う
3. 教授たちの知的財産権の成果を起業化する法案
4. 国家レベルの知的財産権セミナーを10月に開催予定
5. イギリス、インドの「知識」の保護を申し出る
6. 知的財産権の覚書、フランスの高級品がターゲット
7. 生物資源のベータベース、デジタル化へ

1. インドとフランス知的財産権協定を締結 (アジア・パルス、2006年7月14日付)

インドとフランスは知的財産権の相互協力を進めるための協定に署名した。インドの産業大臣のAshwani Kumar氏はフランスの産業大臣Francois Loos氏と会見し、フランスの中小企業のインドへの投資を促した。

「両大臣は知的財産権のさまざまな側面に関し両国の協力を強化し、同分野で相互協力を推進する協定に署名するだろう」と公式発表があった。

インドの産業大臣はフランスの担当相に、外国からの投資を潤滑にさせるため、WTO基準に沿った知的財産法の改正を含めた最近の政府の施策を紹介した。

Kumar大臣はインドに投資の機会を探しているフランスの中小企業のCEOのグループとも会談した。

2. ボリウッド(Bollywood)、アメリカの海賊版と戦う (ファイナンシャル・エクスプレス、2006年7月15日付)

インドの娯楽産業からの代表者は現在米国議会でロビー活動を行い、インドの映画と文芸作品の米国内での海賊行為をチェックしている。米国は、英国や湾岸諸国とともに、インドのエンタテインメント作品の最大の輸出国である。インドの映画産業の利益者団体であるインド映画テレビ製作者組合(The Film and Television Producers Guild of India)はUSインド政治活動委員会(US India Political Action Committee) (USINPAC)と合意書を交わした。

USINPACのインド側の代表のRobinder Sachdev氏によれば、同委員会は議会の知的財産部会のメンバーの議員とFBI に対しロビー活動を行っている。

同組合では米国での海賊版による損害は少なく見積もっても収入と同額になると見ている。組合の秘書局長のSupran Sen氏は「米国でのインドのエンタテインメント製品の海賊版比率は52%-60%と予想している」と述べた。Amit Khanna組合長は、「インドのエンタテインメント製品の米国市場でのポテンシャルは2億米ドルと見込んでいる。

現在までのところは1億米ドルにも達していないし、海賊版のため5,000万米ドルを失っている」と付け加えた。米国でのインドのエンタテインメント製品の市場は過去3年で成長しているが、海賊版比率は50%のままであると彼は指摘する。このボリュームは増加が見込まれる。なぜなら、FICCI-プライス・ウォーターハウスの報告によれば、米国の娯楽映画の市場は総合的な年次比率で6.6%、2009年には481億米ドルの市場へと拡大が予想されているから。

3. 教授たちの知的財産権の成果を起業化する法案 (エコノミック・タイムズ、2006年7月17日付)

政府は、知的財産の創造に貢献した教授に対し、ロイヤルティーの形で所有権を与える法案を議会に提出する予定である。

科学技術海洋開発省のKapil Sibal大臣は、法案は最終段階を迎え、冬期議会への提案提出が予定されていると述べた。大臣は、シャンディガール(Chandigarh)で開催された第4回科学技術管理情報に関する国際会議(international Conference on Information Science Technology and Management)の開会式を傍聴して語った。

外国の多くの教授は起業家となっており、我々も我が国の教授たちが起業家となるチャンスを与えるべきであると、Sibal大臣は述べた。知的財産権はさまざまなフォーラムでホットな話題となっているが、科学者たちにそれ相当の利益を与えるべき必要があると大臣は強調した。

4. 国家レベルの知的財産権セミナーを10月に開催予定 (ヒンダスタン・タイムズ、2006年7月17日付)

今年10月に、国内の著名な学者、エコノミスト、学士院会員がアラハバッド・デグリー(Allahabad Degree)大学(ADC)に集まり、知的財産権問題について討論を交わす。

大学交付金委員会(The University Grants Commission)(UGC)は、ADCとの共催で2006年10月に"Baudhik Sampada Adhikar aur Bhartiya Manisha"と題する2日間にわたる国内セミナーを開催する。

セミナーは2005年12月に可決された法律に焦点を合わせた討論が行われ、特許、著作権、地理的表示や他の関連問題への意見を提供しあう。これらの専門家は古来のインドの知識を理解し、国内の学者が直面している特許と著作権の問題の増加に対して解決法を検討する。

セミナーでは、もし他人によって考えが利用されたなら、オリジナルの考案者はロイヤルティーなり利益を保証されるべきだという論議がされるだろう。これにより国内の学者が行ったオリジナルの考案の権利が主張しやすくなるだろう。幾つかの機関は、西洋諸国が、実際には他人によって考案されたアイデアに対して権利要求をする例が増加していることに反対を唱え始めている。

5. イギリス、インドの「知識」の保護を申し出る (エコノミック・タイムズ、2006年7月18日付)

英国の特許局は、インドで何世紀も続いた薬の知識を新発明として出願した特許出願特許を拒絶することを申し出た。これはEUの特許当局に続き、インドの伝統的知識の不適切な使用の保護を申し出た2番目の特許局である。

先月、内閣が合法的な目的のためにのみ使用するという条件でインドの知識を他国と共有するという提案を承認した。政府はこれら2つの特許局と、最初の非開示契約をまもなく結ぶ予定である。

政府の次の目標は、インドの伝統的知識と生物的資源を含む特許を何百件も付与している米国特許商標庁である。

アジア太平洋諸国において、伝統的知識、遺伝子資源、文化表現の盗用を防ぐための国際的に拘束力のある法的仕組みへの進捗が非常に遅いため、政府は各国の特許庁にこの問題

で積極的に働きかけている。本年4月のWIPOの会議は、次回の政府間会議でこの問題を継続して論議することを決定した。

現在の伝統的知識の「防衛的保護」の動きはその時まで続くであろう。生物多様性条約を特許法と結び付けようとする国際的合意もできるであろう。

6. 知的財産権の覚書、フランスの高級品がターゲット (ファイナンシャル・エクスプレス、2006年7月19日付)

フランスの高級商品とファッション産業界がインドに巨額の投資をするための受け入れの土台作りをすることが、インドとフランスとの間で先週締結した知的財産分野での覚書の主な理由であった。

覚書に調印することにより、我々がTRIPSに従っているだけでなく、彼らがインドでビジネスを展開しても知的財産権を十分に保護する能力があることをフランスに明確に示したかったと、アシュワニ・クマール(Ashwani Kumar)産業相は述べた。

政府はまた、フランスに対し、2006年12月にインドで開催される中小企業フォーラムへのフランス中小企業の参加を促した。

知的財産に関する覚書は、両国のIP機関の間で人材教育、情報と専門家の交換を通じたIP分野での相互協力を目指している。知的財産権に関する国際問題に関する定期的対話のほかに、両国はIPデータベースを開発し、IPに拘わる設備のコンピューター化、対象とする者の認識度を高め、特別なケースでは共同研究を行うと大臣は述べた。

7. 生物資源のデータベース、デジタル化へ (ヒンドゥー、2006年7月27日付)

科学技術省のバイオテクノロジー局は Jeeva Sampada と呼ばれる9枚のCDのセットを作成した。これはインドの膨大な生物資源をデジタル化した初のDBで、3万9,000種のデータと画像、分布図を提供し、双方向でデータを抽出できるシステムである。

データは10のモジュールの分類に従い、2,700の医学的、経済的に重要な植物、9,000種類の動物、17,000の微生物、7,000の海洋有機物に関して、使用法、化学合成物、経済的可能性、他の文献の情報を提供している。

Sibal氏は、「インドの生物資源情報ネットワーク」と呼ばれるウェブサイトのポータルを立ち上げた。国内の生物多様性について別々のデータベースと情報をネットワーク化し、研究者や生物資源の管理者、起業家、一般人のために1つのウインドーシステムにしようとするものだ。そのポータルは、インフラとしてのデータベースを普及させた形で、種々の国内科学機関の空間データベースと非空間データベースの両方へのアクセスを可能にしている。

バンガロー(Bangalore)の農業科学大学はネットワークの非空間的ノードをホストし、デラダン(Dehradun)のインド・リモートセンシング・インスティテュート(Indian Institute of Remote Sensing)では空間データのアクセスポイントを提供する。生物多様性マップの中のネットワークアドレスは www.ibin.co である。

科学技術大臣は、生物技術局と宇宙局との共同プロジェクトにより、衛星の遠隔操作技術と地理的情報システムを利用して製作された、東海岸、東ガード(Eastern Ghats)、中央インドの生物多様性地図を発表した。

パキスタン

1. PARCの委員長、MINFALをIPO政策委員会に取り込む

(バルチスタン・タイムズ、2006年7月3日付)

パキスタン知的財産機関(IPO)は食糧農業家畜省 (Ministry of Food, Agriculture and Livestock) (MINFAL)、世界知的財産機関(World Intellectual Property Organization)(WIPO)、欧州連合(EU)との連携により、「WIPO 地理的表示の国際ワークショップ」を企画した。

パキスタン農業リサーチ・カウンシル(PARC)のM. E. Tasneem委員長は、バイオテクノロジーと遺伝子工学の到来により、農業研究の構造が大きく変化し、知的財産権の譲渡と農業分野での民間投資の増加を招いたと述べた。

「多くの生産力向上のための新技術は、これまで公共物であったが、Bt cotton(Btたんぱく質入りの害虫抵抗性コットン)、大豆、とうもろこし、カノーラ油のように、ますます知的財産権の範疇に陥っている。」と彼は付け加えた。

彼は、MINFALは新植物品種の開発と保護、パキスタンの広範な遺伝子資源の保存に直接的利害を持っていると言う。加えて、パキスタンの多くの農業製品は輸出用として大きな可能性を持っており、それらの農業製品は地理的表示(GIs)により保護されると述べた。

2. パキスタン、インドとのバスマティ米論争で選択肢を検討

(ロイター・ニュース、2006年7月6日付)

政府高官によれば、パキスタンはインドが国家の商標としてバスマティ(Basmati)米の品種を登録しようとする動きに対して、法的選択肢を検討している。

南アジアのライバル国の論争が持ち上がったのは、今年初めに地理的表示法によりインドがスーパー・バスマティ芳香米の品種を登録したことにより始まった。

パキスタンは同じ品種を国の商標として1995年に登録しており、20年以上その米を生産し輸出してきた。

「スーパー・バスマティ米はパキスタン原産として世界で認められており、この問題に対する我々の法的見解は明瞭である。」と匿名を条件に政府高官は語った。「しかし我々は法的手段をとる前に外務省とこの問題を話合っている、なぜならインドとの如何なる論争も非常に神経を使うから」と述べた。

多くの政府の貿易担当者は、パキスタンはGI法を持っていないので、政府はインドとの法的戦いを始める前に法の枠組みを作るべきだと主張する。

「我が国にはインドのような原産地を保護する地理的表示法のような法制はない」と民間のパキスタン米輸出業者協会のAbdul Majid 委員長は述べた。「我々は政府に立法を求めた、さもないければスーパー・バスマティ米問題でインドとの法的対決で勝算は薄い。」

ヨルダン

AGIP、インターネットサービスのプロバイダーのライセンスを取得
(中東カンパニー・ニュース、2006年7月5日付)

ヨルダン・テレコミュニケーション・法制委員会は、世界規模のIPR サービスの当地での代表格の企業であるAbu-Ghazaleh Intellectual Property (AGIP)に、インターネットサービス・プロバイダー(ISP) のライセンスを与えた。

Talal Abu-Ghazaleh Organization (TAGorg) が世界中の顧客に提供する電子サービスを強化するための重要なステップが期待されている。

TAGorgのインターネット及びコンピューターサービス担当常務取締役のBilal Kisswani氏は、同組織の世界中のオフィスの電子システムとサービスは仮想私設通信網 (Virtual Private Network)(VPN)でつながれていると述べた。

「これは我々の顧客に最良の電子ソリューションを提供し、秘密保持に加え、必要な情報の保護を提供する」とKisswani 氏は説明した。

彼はTAGorgの技術チームは既に「災害復旧とビジネスの継続性 (Disaster Recovery and Business Continuity)と題したスキームの第1段階を完成させ、全体計画を来年度末までに完成させたいと述べた。

ISPのライセンスは同組織が将来計画を進め、ビデオ会議やインターネット電話のような新電子サービスを提供する一助となるだろうとKisswani 氏は指摘した。

ISP のプロバイダーとなることによりAGIPのTAGIDメインは、ドメイン名の登録の間、セキュリティーとデータ送信を安全を保証することができる。

TAGorgのインターネットとコンピューター技術チームは現在、今月中にライセンスを運用可能とするため必要な技術計画や調整の最終段階に入っている。

イスラエル

輸入業者、より厳格なIPエンフォースメントを要求
(イスラエル・ビジネス・アリーナ、2006年7月9日付)

イスラエル商工会議所はHaim Ramon 法務大臣を尋ね、偽造者に対してより強い対応をとり、危険薬品の規定が医薬品の偽造者にも適用されるよう求めた。偽造と知的財産の侵害は経済という繊維を蝕む癌であると、会議所会頭のUriel Lynn 氏がRamon 大臣に当てた書簡で述べた。

Lynn 氏は、1999年より商工会議所の後援により運営されてきた偽造撲滅のための上部組織により企画された偽造と公衆衛生に関する会議でこの問題をスピーチした。

当局は偽造業界全体との戦いの重要性を未だ認識していないと彼は言う。彼らは事が起きるのを待っているのだ。彼らがこれを止めないなら、経済に重大な害を及ぼすだろう。その会議には健康省、通商産業労働省、イスラエル警察、税関の代表も参加していたが、医薬品とアルコール飲料の偽造の危険性について話し合った。

偽造産業は経済を疲弊させるだけでなく、ビジネス界の消費者、国家の歳入、イスラエルの評判を傷つけ、税関、VAT、所得税の税収を減らし、その総額は、輸入業者によれば、国全体の貧困問題を解消できるほどの額に達する。

会議ではTSIによる国際的なレポートが発表された。同レポートによれば、イスラエルは偽造医薬品の製造で8位にランクされている。米国食品医薬品局(FDA) はイスラエルを中国、インド、メキシコと同類に置き、偽造医薬品の輸出国と見なしている。

米国は知的財産権保護の国別ランキングでイスラエルを降格させ、より厳格なエンフォースメントを求め、イスラエルで偽造行為や損害を明らかにするよう求めた。Lynn 氏は、警察や税関職員はこの社会悪と戦うため全力を挙げているが、彼らは組織的なビジョンに欠けていると述べた。

保健省は偽造医薬品に対処する国の実働部隊を持っていない。産業通商労働省は偽造商品を没収したことがない。最も明らかな失敗は、税担当者間での情報交換、犯罪刑期のファイリング関連にある。

Lynn氏は、Ramon大臣が状況の深刻さを理解し、知的財産権の侵害に拘わるすべての当局者が自由に情報交換するための新法制の導入に協力することを期待すると付け加えた。

彼はまたRamon大臣が危険薬品の規制を拡張し、医薬品偽造の侵害者を網羅することを期待すると述べた。

クウェート

5つのコンピューター会社、捜索を受ける

(クウェート・タイムズ、2006年7月18日付)

クウェートの情報省は、アラビア反海賊版協会(AAA)との連携で、クウェート市の5つのコンピューター会社を捜査した。この一連の捜査は、同省の知的財産権保護への意欲を表すものと見られている。情報省は、この捜査により、海賊版ソフト使用の5台のコンピューターを押収した。

このキャンペーンは、正規のソフトの使用を推奨し、海賊版ソフトの使用を不法行為と定めているIPR法及びその規則への一般の認識を高めようとする情報省の努力の一環である。

クウェート情報省の新聞ジャーナリズム担当秘書補のTarek Al-Ajmi氏は、「我が省ではIPR保護問題を支援し、不法製品の使用と販売を制限する努力を行う決意である。なぜなら、海賊行為は国内経済に悪影響を及ぼすことが明白だからである」と述べた。「ソフトの海賊行為は不均衡な経済を生み出し、国の進歩と成長を阻害する。我々は、現在国内での海賊行為による悪影響を周知させるための特別な戦略に取り組んでいる。」と彼は付け加えた。

AAAの最高経営責任者スコット・バトラー氏は、「我々はクウェート情報省の知的財産権保護の努力を評価している。当局は効果的に知的財産法を執行し、最近の捜査でも問題の会社を十分に調査した結果、捜査を行っている。捜索はIPR法順守という強いメッセージを一般に伝えた。」と付け加えている。

アラブ首長国連邦

2006年にドバイ空港で押収された模倣品、1,400万AED（ディルハム）に達す
(ミドルイースト・カンパニー・ニュース、2006年7月19日付)

知的財産局とドバイ税関調停局の統計によれば、ドバイ税関は、2006年2月から6月にかけて1,400万AED（ディルハム）相当額を超える偽造品を押収した。

2006年6月に押収された偽造品だけで700万AEDを越える。2006年2月から6月まで、ドバイ税関所属の8つの主要センターでの偽造品押収量は合計2,212,147点となり、その多くはジェベル・アリ港とドバイ国際空港の税関で押収されたものである。

押収された模倣品の大半はCDと自動車部品が占め、電子部品、時計、衣服、履物、メガネ、化粧品、タバコ、ブランド名のステッカー、薬品がそれに続く。模倣品の大半は極東からで、中央アジア、アフリカがそれに続く。

ドバイ税関は知的財産権の保護に取り組み、模倣品を国内に密輸する企てを常に監視する査察官を置いている。偽造品がさまざまな企業や国家経済へ与えるマイナス面を考慮し、ドバイ税関は査察官に特別訓練を受けさせ、本物と模倣品の区別を学ばせた。

2006年2月から6月にかけて様々なIPRの侵害に対し、合計176件の罰金を科した。ジェベル・アリ港はこのうちの65の罰金を科し、ドバイ国際空港では62の罰金刑を科した。カーゴ・ヴィレッジは28の罰金刑、さらにラシド港（Rashid Port）で11、ドバイ空港フリーゾーンで8、ドバイ・クリークで6、ポストで1の罰金刑が科せられた。

アセアン

1. アセアンと米国、貿易・政治連携を強めるための5年計画に署名 (*パナマ・デイリー・マレーシアン・ニュース、2006年7月27日付*)

アセアンと米国は、貿易、投資、政治的連携を強化するための画期的な計画に署名し、両者の関係を一段と強化した。

アセアン - 米国間のパートナーシップ強化のための行動計画の枠組み (Framework Document for the Plan of Action to Implement the Asean-US Enhanced Partnership) と題する協定は、両者が昨年11月、韓国のプサンでのAPEC会合時に合意した内容のフォローアップである。

この協定は、アセアン10カ国の外相とコンドレッザ・ライス (Condoleezza Rice) 米 국무長官により署名された。

この行動計画は、政治的、安全保障、社会経済開発の要素を含めた広範な枠組みである。政治面、安全保障の面では、アセアンと米国は、国連改革、テロリズム問題を含めた国際平和と安全保障など双方の利益につながる問題につき、国連での協力関係を強化するため、アセアン - 米国間のサミット開催の可能性を探っている。アセアンと米国は、両者の政府機関同士の対話とコミュニケーションの強化を通じ、信頼性構築の方策を強化することに同意した。

経済協力では、両者は「アセアンのイニシアチブのための事業 (Enterprise for Asean Initiative) の実行を継続」することと、アセアン - 米国間の貿易投資フレームワーク協定 (Asean-US Trade and Investment Framework Agreement) (TIFA) 締結に努力することを誓った。

アセアンと米国は経済協力も模索しており、開発の必要性和1997年のアジア金融危機の再発を防ぐため、市場経済の発展という特別の要求を考慮した。

両者は知的財産権体制の強化対策も採用し、知財産業の振興とIPとIPR問題の一般認識を高める施策も推進する。

社会経済面での発展に関しては、アセアンと米国は世界レベルでの危機管理面でより緊密な協力関係に同意した。さらに地域、世界規模での災害救出のための待機体制や緊急対応計画、さらにこれらの地域でのアセアンの能力向上が盛り込まれている。

両者はこの計画の目的推進のためのプロジェクトを実行し、金融の仕組みを発展させる方法を追及し、アセアン - 米国の非公式調整メカニズムやアセアン - 米国の対話など、現状のメカニズムを通して定期的な見直しを行う。

2. 最近のバイオ・パイラシー事件 (*朝日イブニングニュース、2006年7月27日付*)

ドーハ閣僚宣言及び香港 (2005年12月) での大臣級会合で採択された指令を受けて、ブラジル、中国、キューバ、インド、パキスタン、ペルー、タイ、タンザニアの各国大臣は、知的財産権の貿易関連側面に関する協定 (TRIPS) の修正案を5月に提出した。

多くの発展途上国により支持されているこの修正案の目的は、知的財産権が求められ

ている発明に使われた材料となる植物（生物）の出所及び/又は関連する伝統的知識の開示を義務付ける条項を導入することである。

修正案によれば、特許を使用する際、植物（生物）材料及び/又は関連する伝統的知識が含まれる場合は、世界中の特許庁は、出願人にその材料及び/又は伝統的知識を開示するよう求め、どこから手に入れたのか、原産国はどこであるかの開示も求めなければならない。

特許出願人は、事前に、これらの材料及び/又は伝統的知識の商業的利用から得られる利益につき、公平で正当な分配をする了解をし、提供国の法的手続きに従っているという証拠も示さねばならない。

この修正案は、開示修正（disclosure amendment）として知られ、生物多様性条約と歩調をあわせ、環境被害と伝統的なコミュニティの営利的利用を防ぐことを意図している。

また、発展途上国がこの問題に託す政治的経済的重要性を端的に示すものでもある。これらの政府は、生物多様性条約の下、多国間の知的財産制度が植物（生物）材料及び関連する伝統的知識の所有国と認められた国々への保護を与えることを要求している。

不正な手段で手に入れた発明で特許を得るといような倫理観に欠ける行為は、許されるべきでない。植物（生物）材料及び関連する伝統的知識を保護する権利は、CDやDVDの特許権や著作権所有者に既に与えられているものと同様な権利とみなされるべきである。

開示請求の導入を通じ、多面的制度の保護範囲は拡張され、不公正な行為のモニタリングが国際的に実行可能となってきた。ワールドカップでFIFAにより強調された「フェアプレー」の精神が、知的財産制度でも植物（生物）資源の公正な取扱を進めるためのインスピレーションとならねばならない。